

いろいろな意見がある、あるいは調整がつかない。その焦点もこれはもうすでに論議済みなんですが、理屈はわかっているわけです。したがつて、厚生省原案、これは廃案になりましたが、そういうものがある。今日やはり厚生省としては、あの原案の線でまとめるべきだとお考えなのかどうか。ないしはもう少し経過措置的な面で、二年制の学校をお出になつてゐる既往の、あるいは現状の有資格者、この方々についていろいろの意見があるわけですから、この方々をどうするかといふ点について、何か手段に、もう少し厚生省原案プラス何がしかのものを考えておられるのかどうか。そこらのところはどうですか。

○若松政府委員 厚生省がさきの国会に審議をお願いしました原案では、いわゆる從来の診療エッグス線技師といふものと、新たに診療放射線技師というものの二本立てにするという案でございまして、この二本立てになった場合に、從来の診療エッグス線技師が新たな診療放射線技師に移行する形をどういうふうにするかということが、御質問のものに比べて、数学、物理その他の方面でかなり高度な教育をしなければならぬことになると思つています。つきましては、三年制にした場合の三年制の三年度の教育内容というものが、從来の二年制の問題の御趣旨の核心になると思います。この問題にして、この二本立てになつた場合に、從来の診療エッグス線技師が新たな診療放射線技師に移行する形をどういうふうにするかといふ点で、従来多くの身分法を改正する場合に、その経過規定として、旧制度と新制度の移行の問題が常に大きな問題になります。そういう意味で、この診療放射線技師と診療エッグス線技師との移行の問題も、これは内容的に見て、從来の各省の身分法とかなり趣も違つてゐる点もあるかと思いますので、この点につきましては、専門学会等の意向も聞きまして、真にどの程度のことをすれば移行が可能であるのか、やつたほうがいいのか、そこら辺のところは、専門学会等の意見を十分聞いて善処してまいりたいと思います。受けさせるために相当な教育なり補習教育を受けさせたためには、新たな試験を受けさせるために相当な教育なり補習教育を

○大出委員 そうしますと、簡単に申し上げれば、中身としては、この厚生省の原案でいうところの、旧診療エックス線技師法というものを新診療放射線技師及び診療エックス線技師法というふうに改めるという案が出ていたわけですね。ところで、この経過措置の面で、当初は、診療エックス線技師という形のものが残っても、早い話が五年もあれば診療放射線技師ということになつていいのじやないかというようなものの見方が一面あって、それでずっと進んだわけですね。ところが、途中から、どうもこれはそう簡単にいきそぞもないわい、なぜならば、身分法だということになると、先般私申し上げましたように、いまの開業医その他を含めたお医者さんが、医者の国家試験をもう一回受け直してみるといつたら、受かるか、はたして、じゃ受かるかということになつてくると、先般私申し上げましたように、いまの開業医その他のを含めたお医者さんが、医者の国家試験をもう一回受け直してみるといつたら、受かるか。これは簡単に受かりやせぬじやないか、自分の仕事を持つておつて。そうなると、これはこういう形で簡単に考えてきたのだけれども、それじゃ現在の方々がそう簡単に放射線のほうに乗りかえがきかない。だとすれば、そこに何らかの打開策が必要になるというところが、一つの問題点になつていいわけです。だから、そのところでも、まあ衛生検査技師法の関係の学会あるいは技師会の方々の案と多少そことのところは違いますけれども、しかし、そのところを何かひとつプラスするものがないと、やはり前の論議に戻つてしまう。だから、いまここで政務次官がおっしゃるように、この国会は間に合わないけれども、できる限り近い将来にとおっしゃるのだが、近い将来何とかならないか、そうすればすつきりするのだが、ということなんだけれども、そのままでする

するつといつてしまふと、私は非常に心配にならぬ舞台がある。だから、そのところを——表舞台でござりますが、このほかに、ほほ同数程度の現
かということになりますと、これはどういうふうな条件で計算するかということによつていろいろな点がある。だから、そのところをもう少し歩み寄つて、やや
り厳密な意味でいえばいろいろあります。ありますけれども、現に放射線技師、つまり放射線を扱つてゐる方々ですね、その方々ですから、そこ
のところあたりをひとつ考えていただいて、ま
ず国会でどうしても間に合わないということにな
れば、これは時間切れでやむを得ませんが、次
次官がおっしゃるよう、文字どおり近い将来、
国会に出すなら出すという方針でひとつお進み
ただく。単に将来と言つてはいるが、いつになるか
わからぬから、次期国会なら次期国会に出すのが
ということで、やはりいまから出すつもりでお進
めいただかない、しばらくぶん投げて様子を見
るのだということにしておくと、これはまとまる
ないと思いますので、そのところを政務次官、
さつきの御答弁にもう一つちょっとつけ加えてい
ただきたい。

○田川政府委員 先ほど申し上げましたように、
この国会では無理でありますけれども、できるだ
け近い機会にと/or>ざいますので、次の
国会を目指して、できるだけ意見調整をして、法案
を出せるように努力をしてまいります。

○大出委員 ところで、衛生検査技師の皆さんとの
関係ですが、これは申し上げるまでもなく、議員
立法三十三年当時から比べまして、この分野もず
いぶん変わってきてる様子に、この資料等を見
ますと、受け取れるわけなんですが、有資格者あ
るいはそうでない方々に分けて、いまどのくらい
おいでになりますか。概略でけつこうです。

○若松政府委員 現在資格を持つた人が、約一万
八千名程度ございます。実際の需要はどのくらい
かということになりますと、これはどういうふうな
条件で計算するかということによつていろいろ
でございますが、このほかに、ほほ同数程度の現

○大出委員 これはいろいろな請願が出たりあるいはあなたのほうに陳情がいつたりしていると用地で、時間の関係もありますから、かつまた、文部省の学校の先生をふやすほうでいろいろ申し上げてるので、細部にわたっては省略をいたしますが、衛生検査技師学会なりあるいは技術会なり、その他いろいろ出ておりますが、それらを踏まえて、あなたのほうではどうすべきだとお考えになつておりますか。

○若松政府委員 衛生検査技師につきまして、戦前、あるいは戦後の初期におきます衛生検査の内容と、現在の衛生検査の内容では、格段の変化があることは、御指摘のとおりであります。そういう意味で、単に細菌学系あるいは血清学系統の問題といふうに比較的限局されておりました衛生検査が、最近は、各種の機能検査、たとえば心電図であるとか筋電計、あるいは脳波であるとかというような分野にまで衛生検査技師の業務範囲を拡大すべきであるという意向も出ております。そこら辺のところも確かに検討すべき材料でありますて、そういうことになりますと、現行の二年間の教育では、なかなか困難であると思われます。そういう意味で、将来この検査技師が担当すべき業務範囲の拡大ということがあわせて、教育年限の延長というものを考へなければならぬと思います。しかし、現在のところ、衛生検査技師の養成施設というものは、各大大学付属のものと厚生省の指定のものがござりますが、残念ながら、厚生省指定の養成施設の中には、必ずしも十分な、三年制にふさわしい能力をもっているかどうかということに関しては、かなり疑問がござりますので、一挙にすべて三年制に引き上げるといふようなことは、かなり困難があると思いまます。また、需要の面から見ましても、高度の病院にお

きましては、先ほどの診療放射線技師関係と同じように、高度の設備能力を持った施設と、比較的程 度の低い施設とでは、やっぱり業務内容がかなり違いますので、需要の面から見ましても、「一気 にこれを三年制一本に統一する」ということが適当 であるかどうかということについても、現在検討 いたしております。これも技師会その他の意見を 十分拝聴しておりますので、できるだけそういうふうに善処いたしたいと考えております。

○大出委員 名称規制、まあ一口に言えばそういう形になっていますね、いまの法律でいけば、と

ころが、お話を聞いてみると、「ごく簡単なものが
あるわけですね。だから、そういう分野もあるか
ら」というのがあるいは一つの理由になるかもしれない
ませんが、技師会の諸君なり、あるいは技師学会
も先般明治大学でいろいろやつておられたようで
すけれども、承つてみても、業務規制という方向
に持つていくべきだという意見が相当強いのです
けれども、そこらはどう判断されますか。
○若松政府委員 現在各種の医療從事者の身分法
につきましては、大部分が業務規制でありまし

て、名称独占だけに限られておりますのは、現在のところ、衛生検査技師とかあるいは保健婦といふようなものだけであります。衛生検査技師の場合なぜ業務独占にまでしなかつたかという一番大きい根拠は、ただいま御指摘のありました比較的安易な検査が多いからということよりは、現実に従事している職員が有資格の者があまりにも数が少なかつた。したがつて、これを一挙に業務独占にいたしますと、ごく少數な者にだけ独占を許しまして、補助者を除外してしまう。そうしますと、事実上機能がとまってしまうということが考慮されまして、その心配が一番大きな根拠になります。まして、業務独占をしばらく延ばしているわけでございます。最近のように検査技師の養成が非常によく順調になりましたが、現在は年間二千名程度の養成にまで増加いたしております。したがつて、このような状況を見まして、ある程度検査技師が有

資格の者が方々の施設でも必ず一人か二人はいるというような段階になつてきますと、これは補助者は補助者として、やはり業務独占という方向に考えざるを得ないと思っております。

○大出委員 たとえば最近では、横浜の鶴見の大黒町というところに内市場ができた。そこにも衛生検査技師有資格者が四人いるわけですね。最近はずいぶんふえてきているわけですよ。だから、私は先ほどそういう理由づけをされはせぬかという意味で例をあげましたが、仰せのとおり、本来ならば明確に業務規制という形にして、足りなければ足りないようにならぬのでどうするかといふことを考えられてしかるべきだろう。たとえばいま保健婦をおあざになりまして、たとえば補助看護婦の問題、看護婦だつて、じや副看護婦は法律的にどこに当たるか、それはないのです。法律改正しない限りはない。ところが、これは副看護婦という名称をつけちゃいけないということになつていいから、いわくそう言つてはいるわけですから、そうなると、正看なら正看の資格を持つっている方が幾らいるか。小林さんが厚生大臣のときには私質問してみたときに、四十万何かおつて、稼働しているのが二十何万で、じゃ一体副看護婦は幾らいるか、十万幾らいるわけでしょう。やはり問題は、そういう点は残ると思うんですね。

ゆるパラメディカルと称せられる医療関係従事者全般の問題として実は考えております。看護婦は高校卒三年であり、放射線技師が二年、衛生検査技師が二年、これをさらに三年にしていく。さら後にできましたいわゆる理学療法士、作業療法士といふものが、それそれまた高校卒三年ということになつておりますし、そのほかに短大もあれば大学もあります。また将来に向かつては、たとえば言語療法士であるとか、あるいは聴覚の療法士であるとか、あるいは視の療法士であるとか、あるいは臨床心理の關係とか、いろいろのパラメディカルの職種が将来も予想されております。したがつて、そういうパラメディカルの職種の養成、教育といふものにある程度統一的なものを与

なると——厚生省だって九九%通るだらうと思つておつただらうと思うんですよ、厚生省原案が通ると考えてお出しになつたはずなんだから。文部省の設置法のところで私が質問した。三浦さんいわく、九〇%以上通るものだと思っておりました。だから、文部省管掌のほうの学校の先生も、三年制ということでおやしていただきたいと思って用意してきたんだ、こういう答弁でしたよ。だとしても、衛生検査技師の方々も、診療、エックス線のほうがそうならば、わがほうも右へならえに類するかこうがいやでも出てくる、こう思つて待つていたわけですね。片一方は延びちゃつた。だから、こっちのほうがいつになるかわからないでは、衛生検査技師のほうは、議員立法でも何でも表へ出さなければしようがないじゃないかといふわけですから、そこらのところをあわせて考えてみて、もう少し何か目標を与えていただかぬと、厚生省としてどのくらいの目途でどう検討してどうするというところをひとつ出していただきかねと、片一方の側としては待ち切れぬ問題が出てくると思うので、そこらのところをさらに承りたい。

えたいという気持ちもござりますので、将来の起こることも予想いたしまして、将来の妨げにならず、将来のためにはさらに進歩の第一歩になるようというような考え方で検討しております

で、一挙にほんとうは解決したいところでござりますけれども、なかなかむずかしければ、やはり順を追つて、その大きな筋の線の中で解決していくたいと考えております。

○大出委員 いまの段階でこれ以上こまかく御質問しても無理があると思いますから、おそらく専門の八田先生から御質問があると思いますので、いまの点は私のほうからは、一生懸命衛生検査技師という立場で医療業務に携わつておる方々の立場と、もうものもひとつ十分お考えをいただいて、その方々に一つの目標というものを早く与えてやつていただきたいほうが、日進月歩する分野ですから、国民医療という面から見てもいいことだろう、こう思しますので、そういう面で極力ひとつ御努力をいただいて、早く問題の解決に当たつていただくというふうにお願いを申し上げたいわけですが、いかがですか、次官。

○田川政府委員 衛生検査技師にいたしまして、も、診療放射線技師、それからエックス線技師、そういう方々におきまして、最近非常に仕事の範囲もふえておりますし、一生懸命医療に従事しておられますので、それらの方々に希望を与えるよう、われわれとしても努力をしなければならないと思っております。御希望に沿つよう、できるだけの努力をしてまいります。

○大出委員 あと簡単に。いまの医療関係のほうはこれまで終わりますが、厚生年金関係について、まいりましたが、どういう関連でふえるのかといふ点を――この設置法の参考資料の中には何もござい

さいます。それでも種々の工夫をこらしますとともに、来年度におきましてはさらに急速な増加をはかりたい。なお、条件等の改善につきましても、引き続き努力をしていきたい、かように考えておる次第でござります。

○伊部政府委員 御指摘のように、その点を改めてお尋ねです。善をされておるといつてよいかと思います。特に昨年度におきましては、中小企業に対するPRに重点を置きまして、年金福祉事業団の職員及び社会保険庁の職員が保険料徴収その他ので参りましたときに、かような施設をPRすることにつとめるとともに、従前は比較的年度のややおくれた時点ではないと諸般の決定を見なかつたわけでございましたが、今年度はすでに四月分として相当額の決定を見ている状況でございまして、つとめて資金を効率的に、すみやかに、需要者の期待に沿うように努力したい、かように考える次第でござります。

○大出委員 実は、世の中の諸君が知らないわけですね。きわめて知らない。だから、これはもとと利用させるべきだ。たとえば中小企業の諸君が自分の店舗を改造をして鉄筋ビルを建てるといった場合に、三階、四階に職員住宅をつくろうという考え方方が最近ある。ところが、これは申し込みのワク内に入るのだけれども、ほとんど知らない。また、返済期限なんかも変わってきてることも知

たというのは、たとえば工業団地をつくるようになっても、不況だといふので移らない。会社、工場は横浜なんか二十三社来ることになつて、いたが、十七社にとどまつたりする。そうすると、そこに給食センターをつくろうと思つても、なかなか思ひやしないなどということがありました。ありましたが、全体的にもっと需要はあるはずです。ところが、それがP.R.されていない。つい最近変わって、銀行の窓口へ行けば申し込み書もあって、話も聞けて、皆さんを集めて説明しているわけですが、それらが伝わっていない。それをぜひ皆さんのはうでもう少しP.R.をしていただき、年間、期限を切らずに受け付けるのですから、時には予定ワクをオーバーする場合が当然出てくるはずです。その場合には、そのワクをあまりこまかくきめないで、厚生年金の性格から、需要のあるものはやはりそれだけの資金融通はするというふうに運んでいただくのが筋ではないか。単なる財投ばかりに持ち込むのは筋ではない、こう思いますから、そのところを、ぜひひとつ皆さんのはうで御努力願いたい。この点だけ申し上げたいわけです。

○伊部政府委員 先生御指摘のとおり、P.R.の不足ということをわれわれとしても痛感いたしておりますのでございまして、昨年前半、需要の伸びが比較的横ばい的である。横ばいではございませんが、伸びが少ないということで、事業団の幹部以下、先ほどお話ししましたように、大いにP.R.につとめたわけでございますが、景気の上昇もあつたかと思いますけれども、P.R.の影響もまた幾分かはあつたろうと思うのでござります。それで結局、一・七倍の需要量が出てまいつた状況でござります。その意味におきまして、一そらP.R.の必要があるということを痛感をいたしたのでござい

なものは、年金福祉事業団を通ずる還元融資であることは当然でございますので、需要がふえてまいりますれば、最も優先的にこの分野をふやしていくという考え方で努力してまいりたい、かようになっております。

○大出委員 還元融資の問題については、石田さんが労働大臣をやっているいにしえから、私どもすいぶん努力してきたつもりなんです。せつかくここまできたのですから、どうしてもこれはやはり皆さんの責任で徹底的にPRをしていただきたい。広くこれが行き渡るようにしていただきたい。そうしないと、厚生年金ができ上がった性格から、社会保障的に変わってきて、調整年金の方法までついてきたという流れがあるわけですから、その筋が通りませんから、ぜひひとつ御努力願いたい。この点だけ申し上げて、終わります。

○鶴谷委員長 受田新吉君。

○受田委員 今度の厚生省設置法改正案の骨子は、環境衛生局に公害部を設置することである。御存じのとおりに、新しい部をつくるということは、行政機構の簡素化をはかる上においては逆コースである。ところが、公害対策という、国民的規模における高度の要請にこたえるという意味で、この部をお置きになるわけでございます。この間、通産省のほうにも一つ名称を変えた部が出ておる。あなたのほうは、今度は加害者でないほうの被害者の立場からの公害部を設置する。加害、被害の区別を問わず、公害対策の基本的問題を処理する機関として、別に総理府などに公害庁のようなものでもつくって、より高い次元の公害対策を講ずるほうが筋が通る。そこへ加害者、被害者をひつづけてやっていく。各省別のこうした断片的な処理ではなく、基本的な、広範囲かつ高度の処理をする機構改革のほうが筋が通ると思うのですけれども、國務大臣としての御見解を伺いたいのです。

○坊国務大臣 最近の公害というものは、起ころうる公害につきましては、これは防止をしていかなければならない、予防をしていかなければなりません。いろいろな公害につきましては、これは防止をしていかなければなりません。いかなければならぬ、予防をしていかなければ

ならないし、それから起こった公害についての善後措置もしていかなければならぬ、非常に重大なる問題だと思います。この公害につきましては、いま受田さん御指摘のとおり、加害者側の立場と被害者側の立場と、これはそういうふうに役所がなっておりまして、厚生省は被害者の立場でございまして、できるだけその被害者の傷が浅いように、また傷が起こらないようにする、こういうことでござります。これに対し加害者側の立場、これは積極的に、意識的に加害を起こそうと、いうつもりはもちろんないでございましょうけれども、その与えられましたる事業活動をやることに付隨いたしまして、どうしても必然的に加害が生じてくる、こういうような立場にある役所でございますが、そういうた役所と、それをとつてきて一つの役所にしてやつていくということも、私は一つの考え方かと思いますけれども、そういうふたよな関係者の責任者というものが一つのボストンに集まりまして、そうして総理大臣といふのは、これは加害者とか被害者とかいうようなことでなしに、それを総括するといったような立場にあるのが総理大臣でございますが、その総理大臣を会長といったしまして、そして関係の加害者側、被害者側が集まりまして、そうしてそこで一つの会議体におきまして諸般の意見を進めていくとともに、また加害者、被害者といったような立場の者の意見をそこで調整をしていくということも、私は一つの考え方であるうと思いまして、今度はそういうふたよな後者の総理大臣を長としたところのそういう会議というものを最高機関としてやっていくということをございまして、私は、考え方はそれはどっちがいい、どっちが悪いということでなしに両方あらうと思いますが、今度出発するにあたりましては、ともかく後者の態度、後者の行き方というものをとつたのでござります。

○受田委員 加害、被害というものは、互いに因果関係があるわけです。これを加えることによつてこういう被害が起こるということだが、分離されではないわけなんです。常に密接不離です。し

たがって、やはりいまあわてて公害部というものをここでつくり、また通産省にも名称をかえた部をつくる。産業立地部を公害部といふ名称でこれを使うおうとしているわけですが、そういう基本的対策がまだ立たない前に、こそく的に加害者と被害者のそれぞれの立場でこういふ部をつくってやるというより、現在の機構のままで十分努力を積むことによって対策はできるはずだと私は思うのです。それができないと判断するかどうか。私は基本的問題を公害対策基本法などができる、それに伴う機構と一緒に取つ組むといううのは、そう遠くない目前に迫つておると思うのですが、それを当面部に昇格せしめて、加害と被害のそれぞれの立場でこれを担当するという行き方が、是か非かという議論なんです。そこをいまの制度で公害対策は不可能であるといふ判断ではなれば、私は思う。部をいま急いでぐくるまでもなく、基本問題解決のときまでもう時間がかかるらしいのだから、それで集中して対策を立てたほうがいいんじやないかという意味の質問ですが、閣僚會議としての高い判断から、御判断の結果を御説明願います。

おつしやるとおりです。この公害対策をこれから漸次推進していくお間には、あるいはそういうような、受田さんのおつしやられるようなところに持つていかなければならぬ事態が起こつてくるかもしませんけれども、現在のスタートにおけるましましては、ひとつ厚生省における公害部というような程度のことです。まず初めからばつといふこともさつきから申し上げておるとおり一つの考え方ではございましようが、現在はこの程度で持つていって推し進めていくといふことが、現実の問題としては適当ではなかろうかと思うのであります。

事実問題として生ずるわけでございます。そういう意味で、機関ごとの、極言すればいわば行政整理のような減員を防ぐために十一名は残しまして、三百六十六名の実態的にはほとんど全部を増員の一部に充てたわけあります。それ以外に純粹の増員として、お手元の資料にござりますようあなたの御所見を伺いたい。

○坊国務大臣 御意見のとおり、私は人口の問題と
いうものは、民族にとっては一番基本になる重
大問題だと思います。そこで、戦後における日本
の人口動態というものは、御承知のとおり非常に
変わりまして、一方におきましては人間の寿命が
非常に伸びてきました。これはまさに私は喜ばしい
ことだと思います。他面におきまして、いま御指
摘になつたように、人口の再生産率と言つておる
のでございますが、それがどうやら一を割ると
いったようなことに相なつておる。このまま放置
を続けておきますと、やがて老人がますますふえ
ますと私は思う。厚生省の基本問題だと思うのです。
これに対する厚生大臣の御所見を承つて、雄大な
構想をお示し願いたい。

おつしやるとおりです。この公害対策をこれから漸次推進していくお間には、あるいはそういうような、受田さんのおつしやられるようなどころに持っていくかなければならぬ事態が起こつてくるかもしませんけれども、現在のスタートをおきましては、ひとつ厚生省における公害部といふような程度のことで、まず初めからばつといくこともさつきから申し上げておるとおり一つの考え方ではございましょうが、現在はこの程度で持つていて推し進めていくことが、現実の問題としては適当ではなかろうかと思うのであります。

○受田委員 私は總体で十分で質問を終わりますが、もう一つ定員増の対策で、厚生省の定員内の凍結数はどのくらいあるのか、そしてそれに対する対策はどういうことになつておるのか、今度の増員との関係をお答え願いたいと思います。

○坊国務大臣 事務当局からお答えさせます。

○北川説明員 凍結の数でござりますが、本年度の予算編成の際におきます凍結は三百七十七名ございまして、その凍結を解除いたしました分が三百六十六名であります。それからその後凍結はやはり制度が続いておりますからふえておりますけれども、その後の数字は、いまのところ的確な数字は申し上げられません。予算編成の際における数字は、そういうことでございます。

○受田委員 この増員を凍結で清算する手はないですか。

○北川説明員 いま申し上げましたように、三百六十六名は凍結の解除によって増員をしたわけでございます。(受田委員「いまの残りの分は」と呼ぶ) 残りの分は、これはまた非常に技術的な話になりますけれども、わずか十一名でございますから、増員をいたしましてもこれはわずかな數でございますが、これは凍結の解除でござりますから、事实上私どもの省のようにたくさん付属機関を持っておりますものは、付属機関ごとに零細な凍結がございまして、そういう凍結を全部洗い出しまして増員をいたしますと、機關ごとに減員が

事実問題として生ずるわけでございます。そういう意味で、機関ごとの、極言すればいわば行政整理のような減員を防ぐために十一名は残しまして、三百六十六名の実態的にはほとんど全部を増員の一部に充てたわけであります。それ以外に純粹の増員として、お手元の資料にござりますような増員があるわけでございます。

○受田委員 これは私、ちょっと議論をしてみたところがありますが、おきます。

この法案に直結する二つの大事な問題のほかに、厚生問題として一つだけきょうは指摘して、あなたの御所見を伺いたい。

それは人口問題です。厚生省には、付属機関として人口問題研究会がある。そこで世界の人口と日本の人口問題がござる。

○坊國務大臣 御意見のとおり、私は人口の問題といふものは、民族にとっては一番基本になる重大問題だと思います。そこで、戦後における日本の人団動態といふものは、御承知のとおり非常に変わりまして、一方におきましては人間の寿命が非常に伸びてきました。これはまことに私は喜ばしいことだと思います。他面におきまして、いま御指摘になつたように、人口の再生産率と言つておるのでござりますが、それがどうやら一を割るといつたようなことに相なつておる。このまま放置いたしておきますと、やがて老人がますますふえてくる。人口構成の中における老人の占める割合が、ますますふえてくる。それからまた出生率が少ないものでございまするから、老人を養う立場にあるところの青壯年といったようなものが、だんだん人口の中占める割合が減つてくる。こういった、奇形といえば奇形でございますが、そういったようないくに民族の人口の構成がなつてくるということは、これは私は重大問題であるうと思ひます。それからまた、世界の人口をいまおっしゃいましたが、これはどんどんふえていつておる。日本は二十一世紀になって、いまよりある程度ふえまして、「一億をちょっとこえる。それがやがて、いまの調子でいきますと、どんどん減つっていく」といったような事態にあるということは、いろいろな関係もありまして、私はこれは非常に重大視しなければならない問題だと思う。人口の問題は、ひいて生産、雇用、それから労働力といったような問題にも関係いたしまります。そうなつていきますと、これはまた、ひいて日本の経済といつたようなことも関係してくる。つまり民族の総合力といふものがこれに関係してくるといふことでございまして、こういったような傾向がありますので、厚生省といたしましては、私は私なりの意見も持っておりますけれども、御承知のこれに対する厚生大臣の御所見を承つて、雄大な構想をお示し願いたい。

ことと思ひますが、非常にデリケートな関係もありますので、先般、人口問題審議会に、かかる傾向にある人口に対する対策をいかにいたすべきかということを、大問題として御諮問を申し上げておるというような次第でございます。

○受田委員 諮問を申し上げておる次第ではだめなんです。これは当面取組まなければいかぬ。世界の人口増加趨勢と、日本の場合は非常に違つてきておる。日本は人口抑止政策みたいなかっこうになつておる。優生保護法を改正して、少なくとも経済条件といふ分は、戦後のあの混乱のときの規定であったが、もう今日は経済の事情といふようなことで自由に妊娠中絶ができるようなことをやめてしまうように、あの条項を廃止して、そして悲惨な人命軽視の墮胎などということをその点からは認めないような政策をおとりになる——マルサス人口学説じゃないが、食糧危機が必ずしも訴えられておるわけですが、日本の果たす役割りは、逆の現象になつておる。これを優秀な民族としてどうわれわれがささえていくかという国務大臣としての抱負経緯——個人の御意見があるが、いま当たりさわりがあるので差し控えるといふことでしたが、これは国策の基本になることです。あらゆる問題はこの人口問題に派生する問題になつてくる。そうじやないですか。マルサスが死んで二百年になる。妊娠中絶とそれから避妊と混同するような立場で迎えた避妊の大本サンガー夫人が、なくなられてまだ一年たつていません。これは非常な先覚者の記念すべき時期が今まであるわけなんですが、これをひとつ優生保護法を改正し、避妊を奨励して、まじめな人口増加をはかっていく、こういう指導を——これはお役所も二つに分かれておつて、そういう受胎調節のほうの指導と、妊娠中絶の処理と、厚生省は二つの局で担当が違つておるけれども、総括的なお立場で大臣に御答弁を願い、補足説明を局長からお願ひしたいと思います。

○坊國務大臣

おつしやいました人間のモラルに触れるといったような、堕胎がそういう色彩を

持つておるといったようなことは、私はその御意見のとおりだと思います。しかし、一方におきまして、正常なる家族計画といったようなことも、むづかしくこれを否認してしまうべきものでもない。そこに私、先ほど非常にデリケートな関係と言いましたのも、それだけではございませんが、そういったような問題が派生してまいりますので、これは非常にこの問題を重大視するとともに、相当デリケートに扱つていかなければならぬ、かような考え方でもつて、そんな審議会にまかすといつたようなことではだめだというおしかりを受けておりますけれども、現段階におきましては、一応この審議会で御審議を願うということで、しかし、お説のように非常に人倫、モラルに反するといったような行き方は、私はきびしく、しかもできるだけすみやかにさようなことのないよう指導をしてまいりたいと思っております。

○中原政府委員 人工妊娠中絶の問題でございまして、これは単に厚生大臣という問題ではございません、日本政府という問題でござりまするから、機会を得まして、これは閣議とかいろいろな機会がございますので、そいつたいまの受田さんのお説のよう非常に人倫、モラルに反するところのことをいたいと思います。

○受田委員 ひとつ御披露申し上げてください。それを要求して質問を終わります。

○關谷委員長 八田貞義君。

○八田委員 時間もあまりございませんから、簡単に問題点をしぼりまして二、三御質問申し上げたいと思います。

○八田委員 時間もありございませんから、簡単に問題点をしぼりまして二、三御質問申し上げたいと思います。

まず第一は、今度の厚生省の設置法の一部改正につきまして公害部を環境衛生局に設置する、こ

ういうことであります。この法律案の提案理由を拝見いたしましたと、公害防止ということが掲げてありますね。中には「公害防止行政」というこ

とが書いてある。どうして公害防止行政ということが書いているのかと、なぜ公害防止行政と呼ばを使っているのかと、公害衛生行政と云ふことばを使わなかつたのですか。この点をひとつはつきりしてください。

○鎌林政府委員 厚生省の所管をいたしておりま

す公害対策というものは、基本はあくまでも国民の健康を守るということでござりますが、同時に

今回、本国会に提出いたしました公害基本法の目的にもござりますように、公害を防止する目的

は、国民の健康を守ると同時に生活環境を保全するということにあるわけであります。その際、も

ちろん生活環境を保全するという配慮は、あくまでも健康な衛生的な生活環境を保持するというこ

とでもござりますけれども、さらにその考えを広

めまして、快適な、気持ちのいい生活環境を保つていくというよう、従来の狭い意味での衛生と

いう分野を乗り越えたかなり広い意味での生活環

境を保持するという意味合いがございまして、今

後の公害対策をここまで広げて、国民の快適な生

活を保持する努力をするということでございまし

て、その分野も含めて厚生省の公害対策の目標と

してまいりたいということから、公害防止とい

うことをばを使つたわけでございます。

○八田委員 いまの説明でちょっとよくわからな

いんですけどね。公害という問題は、発生源と生体

とがあれば、初めてそこに公害というものが発生

する。防止ということになると、公害をなくする

ことがありますね。

○鎌林政府委員 公害防止は発生いたしました公

害を排除いたしまして、公害のない状態にするこ

とがきわめて大きな分野の仕事であることは、御

指摘のとおりであります。同時に公害の発生し

ないようあらかじめ各種の措置を講ずる。たと

えば都市計画からしてすでに考えていくといふよ

うな措置、あるいは公害防止のための各種の調査

研究を進め、技術者の養成をしていく、それら

のものを全部包含いたしまして、公害防止、かよ

うな広い意味合いで私どもは考えておるわけであ

ります。

○八田委員 そういうふうにことばをはつきり解

釈していきませんと、間違いが起ります。公害

基本法をつくった実際の目的は、公害から国民の

健康と生活環境を守る、こういうのが基本となる

わけですね。公害の発生源をなくすことが防止に

なつてくるのですか。発生源をなくすることはで

きないでしよう。だから、この問題を私は政務次

官にお尋ねしたいのですが、今度の朝日訴訟事件

なんかを見ましても、社会保障ということばです

ね、これは実際はソシアルセキュリティを日本の

学者が社会保障といふように訳した。ところが、

実際はソシアルセキュリティということばは社会

安全と訳すべきなので、それを社会保障と訳した

ために、コンペンセーションの補償と誤解され

くるのです。今度の朝日訴訟事件なんかも、そういう趣旨に立つならば、厚生省の場合は何なんだと思いますが、厚生省の考え方私はいろいろな点においてそこを来たしておるのはないかという感じがするのです。公害防止行政なんということばを使う必要はないですよ。公害衛生行政でいいです。こういったところが、厚生省の考え方私はいろいろな点においてそこを来たしておるのはないかという感じがするのです。実際、この提案理由を見まして、公害防止行政とあるが、厚生大臣の提案理由の説明としてはちょっとわからないのです。公害衛生行政というのが厚生省としては正しい、私はこう思うのですが、いかがですか。

○田川政府委員 いま局長からもお話をありましたように、防止ということは発生したものに対する処置ということとももちろんあるのですけれども、やはり発生源を除くという計画をやつしていくこともあります。そういう意味から、私は防止ということばが適當ではないかというふうに思います。

○八田委員 政務次官、あなたは通産省の側の政務次官のような話をされている。そういうことは通産側でやるのです。あなた方は国民を守るのであります。だから、衛生です。ですから、その点ははつきりしてもらいたい。

○田川政府委員 防止ということは、やはり国民の健康を守るということが一番でございますから、そういう意味で防止というふうに私は解釈しております。だから、衛生です。

○八田委員 まあここで論争してもしかたがないですから……。考え方は衛生ですよ。衛生を守るということです。こういう考え方でやつていただけなければならぬ。なぜかと申しますと、この公害に対する考え方は、これは通産側と国民の健康を守る側の厚生省とは、意見の食い違いがたくさんあるんですよ。通産側のほうは、産業の振興は國民の福祉向上に役立つ、こういうふうに考えておるんですね。ところが、これでもって押し切る

かと申しますと、地域住民の福祉に直接つながるのかどうか、こここの問題なんですよ。産業を振興すれば国民の福祉というものは向上するんだ、こういうふうにだれでも考えます。しかし、地域住民の趣旨を体して厚生省がいろいろなその対策を講ぜられていく場合、この点が一番大切なんです。これに問題があるんですよ。ですから、公害基本法の信念に立っていくならば、衛生行政でやらなければならぬ。こうしたものと全然違うんですね。はつきり申しまして。衛生ということばがあるんですから、それをことさらに避けて、通産側で出すようなことばを厚生省が使うということは、ちょっとと地域住民と全国民の利害の相反するところですね、この点について掘り下げ方が非常に少ないんじゃないかな。この点を一番憂慮するのです。だから、この点についていろいろ申し上げますと、たとえばこの提案理由を見ますと、「大気汚染、水質汚濁等」として、二つだけあげられて、あとのほうは「等」は何も対象があがっていないんですね。この中には何があると考えているのですか。

止施策を策定するとともに、ばい煙、水質汚濁等に対する規制を強化し、また、公害監視体制を整備する等、公害防止のための諸施策を充実強化することがきわめて必要となつてゐるのであります。」そういった策定は、一体どんなふうにしてされるのですか。

○鎌林政府委員 今回の公害基本法におきます公害の取り上げ方は、公害はただに厚生行政のみでなく、主として企業の監督をしておる通産省、あるいは都市計画その他の計画あるいは下水道を建設する建設省、そのほか水質汚濁防止法を所管いたしております経済企画庁、あるいは航空機、自動車等の所管をいたしております運輸省、各省にまたがつておるわけであります。したがいまして、総合計画そのものは、これらの各省の調整を行なわれた上で国としての施策がきまるわけでござりますが、その総合施策の範囲、その内容において、たとえば新しい新産都市を建設する、その新産都市を建設した場合に、SO₂の濃度はどの程度であるか。それが人体に影響するのほどの程度まで及ぶかなどいろいろな、大量のものでござりますと、人間の健康を守るという観点から厚生省が測定し、それに基づいた計画を立てる、かような主旨を演じることになります。そのような意味合いから、厚生省の所管をいたしております範囲での公害対策の計画を立てる、かようなことを意味しておるわけでござります。

○八田委員 厚生省の所管する公害というのは、一体何と何ですか。

○八田委員 政務次官、いまお聞きのとおりで
す。非常に具体的な政策を推進する場合に、各役
所にばらばらに分かれておるのですよ。そうして
今度厚生省は、国民の健康と生活環境を守らなければ
ならぬという大きな役目を持つておりますね。
そうしますと、まずこういった総合的な公害対策
を立てなければならぬという前提があるのです。
ところが、この前提については何もここに触れられ
ておりませんが、政務次官も御承知のように、
公害審議会が中間答申を出しましたね。そこに
は、前提として公害衛生の學問的内容の充実と対
策に従事する高度の専門技術者の供給が必要だ
こう出ておる。政務次官、私は、今度の役所の公
害部の設置なんかを見ておりますと、役人だけつ
くって、専門技術者をちつとも考えていない。はつきり申しますと、よく言われることは、遠いよ
うで近いのは男女の中である。しかし、近いよう
で遠いのは親戚とか、あるいは役所と研究所だ、
こう言われておるのです。専門技術者を養成する
機関がないのですよ。だから、こういった点に對
して、厚生省としてどのような、公害審議会の答
申に訴えるような——前提としてはまず専門技術
者の供給だ、養成だ、こう言っておるのですよ。
これに對してどういうような対策を立てられるの
か。これまでの公害対策は、既存の他の部門への
知識の應用ないし利用にとどまっておりまして、
特に公害衛生を目的とした見地に基づいたものは
少ない。これららの部門で得られた知識と経験の利
用は、すでに限界に達しておる。公害衛生行政に
從事する技術行政官も、今までの公衆衛生専門
技術者の転用ではその責務を全うするのが不可能
だとなつておる。高度の専門技術者を充てなければ
ならぬ、こういう状態になつておるわけです
ね。今までのような公衆衛生の専門技術者では、
大切な公害対策をやつていけないんです。専
門技術官を供給しなければならぬ。しかも公害審
議会からその答申で出でておる。厚生省としては、
専門技術者の養成についてどのような処置をやら

ります

れたか、この点をひとつお願ひしたい

○館林政府委員　お尋ねのよう、公害行政は新しい分野がたくさんございます。従来の技術者ではどうしてこの新しい科学の研究調査に応じきれない部門が、非常に多いわけでございます。この点は、ただにわが国だけに限らず、世界的にそのような傾向にございまして、わが国の現在実施しております公害に関する調査研究が世界の注目の的となり、またその結果が各方面で援用せられておるという事実からも、想像できることでござります。全く、今後の公害行政を科学的に、しかも足が地について行政として推進するためには、どうしても専門の技術者の養成をはかる必要があるということは、御指摘のとおりでございます。これに対しましては、従来は国立公衆衛生院において、約一ヶ月足らずの短期コースを二、三回に年に一、二回、あるいは特別調査をする場合に、全くどろなわ式にその調査のための職員を訓練させるために一週間程度講習をやるというようなことをいたしておったわけでございます。これでは、公害基本法を設けて公害に基本的に取り組むということには不适当であるということから、今年度国立公衆衛生院に公害衛生部を設けることにいたしました。この公害衛生部の中に三室を設ける。大気汚染と水質汚濁、その他、こういう三室を設けることにいたしまして、この三室が公害に關しまする教育上必要な範囲ではござりますが、かなりな程度の調査研究も行ないますし、同時に公害関係の職員の訓練をするということで、十人程度を考えておるわけであります。対象といたしましては、大学あるいは旧高専卒業程度の者をやる予定でござります。そのほかに、従来と並

行しまして、同様に環境衛生センターにおきまして、一、二週間の入門コース、あるいは特別調査のための準備講習会、あるいは衛生関係、あるいは産業関係者の話し合いのゼミナーというようなものも、やっていくことにいたしております。将来は、これでは八田先生御指摘のような、ほんとうの公害に対する技術者の養成には不十分でございまして、やはり国立公衆衛生院におきますコースは、一、二年の大学院に見合うようなものに発展させていく必要がございますし、また大学ないし大学院のコースの中にも、公害関係のコースを漸次充実していく必要がある、かように考えておる次第でございます。

で公害対策の策定ができるんだと思ったら、これではどんでもない間違いです。私はいつも言うんであります。遠くて近いのは男女の仲、近くて遠いのは親戚とかあるいは役所と研究所の仲だ、現在こんなふうな状態になつてゐるのです。大臣、主務官庁の大 臣として、公害衛生行政というものをほんとうにやっていかなければならぬ、この教育訓練施設ですね、これは一体どのようにして充実強化されしていくか、これをひとつ大臣のお考えを率直にお聞かせ願いたい。

○坊国務大臣 非常に専門的、学問的な八田君の御質疑は、私は御意見のとおりだと思います。いまの公害を防止するといいましても、今日まで日本との学問としても、技術にいたとしても、たとえば河川がはんらんするからはんらんを防止するといったような場合には、あるいは築堤をするといつたようなこと、これは土木工業に属することかと思いますが、そういったようなことにつきましては、相當学問的に研究も進められております。こういったようなものも、いまあげられております、この公害基本法でもあげられておる公害、たとえば騒音にいたしましても、また悪臭にいたしましても、それからいろいろござりますけれども、そういういたよなものを一般的に防止する——そういった悪臭にいたしましても、振動にいたしましても、騒音にいたしましても、これはある工業をやつしていく際に、ある生産をやる、ある工場を動かしていくく間に、自分がいかにしたら効率的に目的の商品を生産されるかといったようなことで今日一種の悪い副作用として出てくることでございまして、会社が、工場がその自分の本来の活動をしていくために、自分がいかにしたら効率的に目的に、それらのものが競合して、そろしていわゆる公害という副作用が重なり重なつて公害というよくなところまで来ておる。この公害を防止し、あらは——たくさんそういったような工場なり生産なり事業活動というものがふえてまいりましたために、それは予防するといったようなことについては、

私は今日までは、御指摘のとおり、学問的研究と申しますか、調査と申しますか、そういうことも立ちおくれておったのではないかと思うのです。とにかく生産にウエートを置いて、生産第一主義ということできておりますから、そういうこととものための研究、調査ということが立ちおくれておるんじやないかと私は考えます。さような意味におきまして、いやしくも役所が公害防止のために基本法をつくって、そして本腰を入れてやっていくんだということになつた以上は、研究とか、あるいは役所の仕組みといったようなものについては、これはほんとうに全く画期的な考え方でもって進めていかなければならぬと存するのでござりますけれども、それなうおまえいま具体的にどういうことがあるか、こう言われますと、いまのところ、これを具体的にどういうふうに受けとめてやつていこうかという用意もないのですございますけれども、ただ気持ちを申し上げれば、以上のようなことでございます。

にみな違うのですから、これを三室つくつて充実化する、整えていく、そういうふた、自分は考えあるということを、ここでひとつ決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。そうませんと、せっかく公害基本法をつくって、厚生省が主務官庁となつて、大いに国民の生活と健康を守ると言つたつて、それはただ国会答弁に終わつてしまふ。国民党は全然喜びません。その点をひとつ、一番大切な問題ですから、お聞かせ願いたい。

○坊國務大臣 全くお説のとおりだと思います。そこで、公害防止に当たるべきベテランというふうなものを——これは役所としても人間をふやすということはいまいろいろ制限されておりますけれども、しかしながら、とにかく公害防止という一つの大きな仕事に取り組む以上は、やはり現実に人がいなければどうにもならないということをございますので、何とかいたしまして、そういう陣容を整えなければならない。ところが、さようかな陣容を整えていくために、それなら早急に、一ヶ月や二ヶ月で、そういつた——何でもいい人々は、これらは幾らもありますし、あるいは事務を専門家として当たつてもらうというような人は、人は幾らでもありますけれども、この仕事にすけれども、私はできるだけ、そういうふたうな人に集まつてもらあべく努力もいたしてまいりました。それから、最初のうちは、なかなか役所の中へ専門家としてきていただくわけにはあるいはまらないかもしませんけれども、いろんな事項について、あるいは委託をするとか、あるいはまた、どうせ公害対策基本法の中には審議会といつたようなものも設置せられるということに相なつておりますので、そういうふうなところにも衆知を集めて、やがて一步一歩と機構、陣容等の充実化をはかってまいりたい、かように考えております。

ども、主務官庁としての厚生省としては、そういうお考えでは、なかなか責任を持った政策はできないと思うのです。やはり公害審議会、公害部を役所につくるのも必要だけれども、まずその前提となるものは何だ。それはすなわち公害衛生の学問的内容の充実と対策に従事する高度の専門技術者の養成だ、こう言つておるのであります。ところが、大臣は他人のふんどしを借りて相撲をとるうといふようなお考えでは、審議会の答申を尊重したことにならない。公衆衛生院から出でておる計画を四十三年度に実施する、そういうような意気込みでないと、この問題は、なかなか国民が要望するような公害対策は出てこないとと思うのです。アメリカなんかは、実際もうすでにパブリックヘルスなんかには公害センターというものを置いて、そうして、N I H、国立衛生研究所、これなどは環境衛生科学センターを置いて、有機的に、総合的に活用していく、そうして公害対策を出していこう、こうなっておるのです。ところが、日本はこれはなかなか問題であって、アメリカなんかは衛生科学技术がすぐに衛生行政の中に入つてくる。ところが、日本の場合には非常にその点がおくれております。というのは、こういった点があります。日本にセクショナリズムというものがありますね。そのセクショナリズムの弊害についていろいろ論ぜられておりますが、その中で、私は各機関の間に見られるところの活動の重複よりも、各分野の境界にある問題が忘れられておる。検討することもなおざりにされておる。いわゆるグレンツゲビートの問題が等閑にされておる。重複しちゃいかぬ、重複しちゃいかぬ、わが国ほどこういうようなく神経質なくらいまでに重複を問題にしておる国はない。同一課題であつても、研究者、技術者が違えば、また別な新しい結果が得られるということがしばしばあるのですから、重複するなどいうようなことは、全然考へる必要はないのです。だから、それを有機的に、総合的な結果が得られますように、そのためには、やはり専門技術を身につけた人に公害対策の中心になつて

○坊國務大臣 全くお説のとおりだと思うのです。役所をつくるよりも、研究技術者をつくってもらわなければならぬ。笛吹けど踊らずなんです。ですから、大臣、もう一回意気込みのほどをお聞かせ願いたいのです。

○八田委員 大臣、それくらいにしてとどめますが、研究技術陣——専門家、専門家とおっしゃつても、日本に非常に数少ないのですよ。そういうた数少ない専門技術者では、この公害問題の環境基準ができないのです。たくさんの方々をこれでは活用しなければ、もちろんこの所期的目的を達し得ない、かような意味におきまして、私はここではつきり何年度にどうとも申し上げかねますけれども、四十三年度以降の問題といたしまして、できるだけみやかにいまの御意見のような機関と申しまするか、そういった仕組みと申しまするか、立てて、ほんとうに本格的に公害を取り組んでいくということでなければならない、かように考えております。

○八田委員 大臣、それくらいにしてとどめますが、研究技術陣——専門家、専門家とおっしゃつても、日本に非常に数少ないのですよ。そういうた数少ない専門技術者では、この公害問題の環境基準ができないのです。たくさんの方々をこれでは活用しなければ、専門技術者でなければ、営業者をして納得させるような環境指導はできない、こういうようになりますが、大臣のいまの四十三年度以降極力——こういった學問の違うものを一緒にしたと言つてはまことに申しわけないけれども、今後こういったものを學問別に研究技術陣をつくって、そして公害環境基準というものを早急につづらせるものをつけり上げる、こういうようをお考え願いたいと思うのです。どうぞその決意をせひとも四十三年度予算に何らかの形であらわしていただきようにお願いする次第でござります。

○坊國務大臣 仰せ非常にごもつともございまので、四十三年度以降におきまして、私も大い

○八田委員 次に、衛生検査技師の問題について質問いたしたいと思います。

衛生検査技師法ができましてから、もう足かけ十年くらい近くなります。その間のいろいろな移り変わりによりまして、非常ないろいろの法律的に不備な点が出てまいりました。先ほど大出委員からも御質問がございましたように、この衛生検査技師の問題は、パラメディカルの中でも一番大切なものです、これを急がなければこの法律に内蔵されたいろいろな矛盾点が、そのまま日本のいろいろな公衆衛生の面には返ってくるじゃないか。これは早急にこの矛盾点を解消していく、衛生検査というものを完全に施していく、これが一番大切だと思うのです。私は、ここでは多くを申しません。ただ、これを今後パラメディカルの中でも早急にまとめなければならない。今国会は間に合わないとおつしやったんだから、次の国会に、法案を整備して、ぜひとも政府提案してやらないといけない問題があるので、矛盾点解消にならぬから、業務立法に変えていこう、こういうようなお考えがあると思うのですが、一体これらを出していきたい。それも名称制限であってはいろいろと問題があるので、矛盾点解消にならぬから、業務立法に変えていこう、こういうようなお法律改正についての先の見通しですね、どういうふうに作業を進めていくのか、担当局長から御答弁願いたい。

○若松政府委員 衛生検査技術者というものが、特に戦後におきまして非常に需要が増大してまいりました。しかも、その検査業務の内容が、非常に複雑高度化してきていることは、御指摘の通りであります。これに即応するため、技術者の資質の向上並びに人員の充足というものを急速にこなさなければならぬということは、御指摘のとおりであります。

おりだと思います。そういう事実に即応しますし、現在の時点におきましても、法律改正に先行いたしまして、民間におきましても、衛生検査技師の資質の向上、あるいは民間における独自立場における認定制度等も、すでに行なわれております。こういう実情は、やはり役所の側の法律改正その他の手続が、若干遅れているということを如実に物語ることであらうと思うのであります。そういう意味で、御指摘のような時勢に即応した法改正というものを、私ども考えております。その内容につきましても、ただいまお話をされましたような、この衛生検査技術者の単なる名称独占というものから、業務独占ということに、そろそろ進んでいい状態であろうかといふことも考えておりますが、業務独占の問題につきましては、先ほど大出委員の場合にもお話をありましたように、衛生検査技術者が非常に多い、その中で有資格者は非常に少ないと、いう状態であったために、むしろ業務独占にするこによって現実的な支障を起こすおそれがあるという配慮から、しばらく業務独占を避けたという事態でございましたが、業務独占そのものに本質的な疑義を持つたわけでは、決してございません。そういう意味で、時勢がだんだん変わってまいりまして、技術者も相当数充足されてまいりました。また、今後の充足の見通しも、先ほどのパラメティカルの職種に比較いたしまして、かなりテンポが早いということとも予想されますので、御指摘のありましたような趣旨で、できるだけ早い機会にこの制度の問題に手をつけたいというふうに考えております。

○八田委員 その点ひとついまのこの答弁のところを進め、早急にやつてもらいたいと思います。

それから、時間もありませんから、大臣にちょっとお伺いしたいのですが、阿賀野川の中毒事件ですね、これについてひとつお伺いしたいのです。私は産業公害対策特別委員会でちょっと政務次官に質問したのですが、厚生省の扱いの方です、これははつきり申しますと、非常に私は解せ

告書の今後の取扱いについて」というのを厚生省提出された。」こういうことが一に書いてあります。二に、「厚生省としては、昭和三十一年九州に発生した水俣病の病因調査の場合の前例に従い、食品衛生調査会にかけて意見を徴することとする」、こういうふうに書いてある。第三番目には、「その際は、臨床、検査、疫学以外に水産、化学関係等の学者も加えて総合判断を求め、これによって厚生省としての意見をとりまとめ、科学技術庁に報告する。」四番目に、「国としての結論は、科学技術庁において関係各省の意見が総合され、出される予定である。」こういうふうに今後取り扱いについて厚生省は報告されておりますね。一体こんな回りくどいことをやつて事件解決になるのですか。私は、厚生省の態度は実におかしいと思うのです。実際「新潟県水銀中毒事件の原因究明に対する研究班報告概要」というものを見せてもらいましたが、これはほんとうに違うんですね。臨床班、試験班、疫学班、全部違うんですね。ある人に聞きましたら、疫学班というのは、八卦見の易学ですかといふ人もおりました。そういうことを言うくらいなんです。エビデミオロジーでなくして、八卦見の易学だろう、こういうふうに感じた人があるのですね。それくらいに研究に対して私は疑問を持ちます。まず第一に申し上げますと、疫学班と臨床班との間に上流地区有症者及び水銀保有者に関し意見の相違があった。もう一つは、疫学班と試験班との間には、水ゴケその他につき意見の相違があつた。これは大きな点ですよ。そうしますと、一体これは調整がつくんだろうか、食品衛生調査会なんかに頼んでみて。しかも、第二の水俣事件というのは、繰り返しがきかないものなんですよ。繰り返しのきかない実験については結論を出さない、こういうことが学会の一つの定説になつていてるんです。ところが、食

品衛生調査会にかけて意見を聴取した。総合的判断は、精神科学関係者をみな集めて、そうして厚生省の総合判断というものをまとめるんだ。政治家の態度として、学会論争を政治の場に持ち込むような未発達の状態をいうんです。それを国会とか行政の場に持ち込んで、一体どちらに軍配をあげるのですか。そういうふうなことで、結論を出さないといつて、じんぜん日を延ばされ、被災者は一体どうなりますか。この点が、私は厚生行政において非常にいかぬと思うのですが、大臣はたぶん知っていると思うのですが、アメリカで、「サイレント・スプリング」、「沈黙の春」という本を書いたカーネギン女史という人がおられます。この人は農薬の害を説いたんですね。これはベストセラーになったわけなんですが、これを読んだケネディは、すぐ取り上げて、「農薬の安全使用に関する特別委員会」というものをつくって、有機塩素剤の使用禁止をやつたんです。政治家というのはそういうものでないかと思うのです。学会論争の結論を調査会にゆだねて、その上で総合判断をやって、そして政府としての結論をまた出しましょ。一体どういう結論が出るんですか。結論が出っこないですよ。被害者は、そのままのまんべんだらりと待つてなければならぬ。政治家は、まず被災者を救うことです。そういうふうか。全然被災者はそのままほつておかれるのですよ。補償らしい補償ももらっていない。そして学者にうんと研究費を出して原因を追究する。わかつたら、初めて発生原因となつた責任者に対する補償を求める。これが一番正しい態度でいい。今日になつても結論が出ない。結論なんか出つてないのです。大臣、こういうところについて、被災者の身になつてください。まず国でやるべきです。原因なんかわからぬのです。どっちに軍配をあげるというような、また結論が得られるといふ

○ 坊国務大臣 阿賀野川の事件によりまして、非常に犠牲者が出ております。犠牲者は非常にお気の毒なことでございまして、さような意味におきまして、これに対する何らかの措置を早くとりたい。いまのところ、地元の地方団体におきまして、これはもちろん十分ではございませんけれども、ある程度のことはやつておりますけれども、御承知のとおり、これはわざかなものでございます。そこで、これに対してもうしたって何らかの補償といいますか、そういうたよなことをやらなければならないこととございます。そのためにも、原因者というものをはつきりつかまえなければならぬ。そこで、原因者をつかまえるのに、学問的研究をやっておつてもきちっとしたもののが出てきっこないぞ、こういう御意見、それも私はわからぬではございません。学問の意見は何説、何説といって対立し始めますと、これが統一されるといろいろなことはなかなか私も困難であろうと思ひます。がしかし、先般疫学を初め臨床、分析三班が、それぞれの立場において、いまも八田さん仰せられたように、ばらばらのものを厚生省が答申として受けております。厚生省といたしましては、それぞれ独立いたしまして学問的に調査したものをおいただきまして、この三つのものに対してどれが正しいんだというようなことを判定するものございませんが、しかしながら、できるだけ真相に近いものにしていきたい、眞実に近いものにしてまいりたい。そんなことをしておったならば、被害者がこのままではいつまでたってもかわいそうじゃないか、こういう議論がもちろん一方につきあいます。そういうふうに、真相を必ずしも正確に近いような点において把握せずにやればいいじゃないかということと、それからもう一つは、とにかく将来のためもございますし、こういったことが起こったという眞実、いま起こ

た事態をよく調べて、これの真実をつかまえるといふことも、これは大事なことであろう。いつまでもんべんだらりとやつておるということは話にならぬことでござりますけれども、被害者のためにできるだけ早くということ、またできるだけ真実をつかもう。そのためにはできるだけ急ぎますけれども、できるだけ真実に近いところで押さえたいという二つの要請があるわけです。しかし、それでは食品衛生調査会で、これこそ完全な間違いのない意見だといったようなものを期待するとも、私はできないと思う。しかし一方、そういう真実に近いものに、研究をすれば近づいていくということも、絶望ではないと思われます。さよくな意味におきまして、いまとにかく食品衛生調査会のしりを引っぱたきまして、できるだけすみやかに答申をいただきたい、こういう態度をとておるわけであります。

にあると思うのです。事を処理する場合に、眞実をつかむのだ、眞美をつかむのだといつても、この事件は繰り返しのきかない実験なんですよ。結論を出せないんです。繰り返してやれるんなら結論を出せます。しかし、繰り返しのきかない実験です。それに対して結論を持って、それからおもむろに患者、遺族、漁業権者に対する手当てをしていいこうということは、これは日暮れで道遠です。私は、こういうことは政治家としてやるべきじゃないと思う。大臣も言われているとおり、もうわかつているんですから。まずケネディがやったように、カーリン女史が有機水銀は人体に非常に害があるという結論を報告されましたら、すぐにそれを禁止した、これが政治家としての一一番の態度じゃないでしようか。大臣、政治家としてまずやるべきポイントは何だというと、まず患者、遺族、漁業権者に對して光明を見出せるような方法をやるんだ、そのためには国が肩がわりをして補償していくこう、これなんですが、大臣できますか。

は思うのです。一方において、被災者というものの置、賠償の措置といふものも考えなければなりませんが、他方において加害者が必ずなければ、そういうことにならない。國家が賠償してしまうのだ、國家が補償するのだというて、そういうたんたちが肩の荷をおろすというようなことに、かりになりますと、これは私は非常によろしくない。それだから、最後の最後まで原因を探求するのだと私は申しませんけれども、そこの間で、やはり政治家として私は相当デリケートな考え方をしていかなければ、ただ一方からだけ見ていくということ——将来の公害をいかに処理していくかということについての一つの考え方ではなかろうかと思つております。

○八田委員 大臣、そういう答弁をされると何回も同じことを言わなければなりませんけれども、私は政治家としての大臣の見解をお伺いしておるのであつて、事の処理にあたつては、順序を書くよう、序に従つてやる。序という字が示すように、興奮してもならないし、功をあせつてもならないなどいうことなんですよ。その場合に、大臣が眞実をつかむために一生懸命今後努力するのだと言われてみても、これは繰り返しのきかない実験なんですね。学界でも論争があるのだ。しかし、その結論が得られるかどうかわからぬのに、じんせん待つていいなればならぬ。患者、被災者が、それと一緒にどうしてくれるのだということですね。結局最後になつて結論が出なかつた場合、どうなるのですか。その場合、被災者に対してどうされますか。

○坊国務大臣 学問的にはつきりとした答えは、これは一つあって、一つに限るといったような、そういうたんとうな答えにはなかなかならないかもしませんけれども、私はできるだけすみやかに、一〇〇%的を射たといふことでなくとも、いま二つの調査班がそれぞれ違つた答申をしておる、そういうようなことなしに——この三つの調査班も、調査の過程におきまして、連絡だとかあるい

は相談だとかしたことではないと思うのです。そこで何とかばらばらなものを調整いたしましたが、厚生省としての意見というものをまとめるにあつて、厚生省は、じんぜん日を過ごすとおしゃいますけれども、私はじんせんではない。近いうちにいろいろなことがありました。それを確信いたしております。

○八田委員　もう時間がありませんからこれでやめますけれども、大臣、私は間違いが多いと思うのですね。厚生省というものは、国民の健康と生活環境を守るのでしよう。被災者が出了の場合に、原因がわかるまでおれのほうでは知らないということでは、通らぬと思うのです。まず私は、そんな学界論争が繰り返されるというのは、まだ擂籠時代の学問であるから、そういう学界論争が起こつてくるのだ。仮説も出ない、ましてや定説なんですよ。そういつた時代の学問の論争で、一体結論が出るだらうか。結論が出るまで待つていようなんということは、被災者を守る行政じゃありませんよ。まず国でやって、それから真実を探求するいろいろな手立てをやる。学者にうんと勉強しろといって研究費も出す、そこで初めて真実はこうだった、こういうふうになるのでしょうか。それを、それまで患者に待てといふことは、私は厚生行政としてはちょっと違つておるのじゃないか。ます人を救うことですよ。これをまず厚生行政としてやってもらいたい。

それと関連して、先天性の異常児について、ダウン症候群という精薄患者があるのです。これについてちょっとお尋ねしたいと思うのです。時間もありませんから、ダウン症候児について簡単に申し上げますが、このダウン症候児というものには、大臣説明を聞いておられるかと思うのですが、厚生省がこれに対して見解が非常に種々変わっているのです。医療対策がなつていないのでありますよ。ダウン症候群というのは、これはあとで事務当局から大臣にちょっと簡単に説明しておいて、もらいましょうか。——ダウン症候児について、

ない、そういう前提の上に農政というものを進めていかなければならぬと申し上げるわけであります。その点について大臣の御見解をひとつお漏らし願いたいと思います。

は、高度成長以来いわば寄った成長をいたして
おりました。ことに、御承知の農業基本法を制定
いたしました当時に予測いたしましたよりも、ほ
かのほうの産業が急テンポで発展をいたしました
結果、そのあたりも食っておられます。たとえば農
村に労働力の給源を求める、そういうようなこと
もありまして、低生産性部門であるといわれてお
る農業、中小企業等が若干立ちあぐれておるわけ
ですが、私ども政府といたしましては、基本的に
はやはり農業は、少なくとも農産物の自給度は、
現状より落としてはならない、こういう見地に
立つて、急速にその効率化をはかつて生産を上げ
ていかなければならぬのであります。それには、
御承知のようにいろんな多くのネックになつ
ておる問題もあります。そういうことについて、
ただいま農林省では鋭意私が申しましたような方
針に追いつくよう、全力をあげて努力をいたし
ておるわけであります。

○八田委員 大臣の御答弁にありましたように、日本の農政の進め方に於いて、私は非常に考えていかなければならぬと思います。というのは、いろんな人口の流動状態から考えまして、日本の農業の伸展をはかつていくためには、機械化こそ生産性向上の最高の手段だ、こういうふうな即断した見方をした議論が多いのです。しかし私は現在の農民をつかまえてみますと、明治年間は、いわゆる自給自足型の営農をやっておりました。もの言わぬ農民であった。ところが戦後になって、農業基本法ができる時代になつて、初めて考える農民になつた。ところが、先ほど大臣の御答弁にありましたように、青年がどんどん他産業に動いていく。そうすると、いまや農村に残つておる青年は、行動する農民だというふうになつてきておる。ところが、行動する農民となつてきておるけ

れど、実際に農村の青年に会つていろいろ話してみると、創造的くふうというものがやられていない。もちろんそういう努力を払う農村青年も多く見られるのです。いろんな農業の諸施策が、しっかりと行動する農民のような状態になつておるにかかわらず、地方末端まで伸びた役人の組織によつて、かごの鳥化されてしまつておる。そうして役人の組織によつていろんな生産が指令され、きのうは増産、きょうは減産というようなことになつてきている。そうすると、行動する農民でありながら、かごの鳥になつておるのですから、あした何をつくつたらいいんでしょうか? というような役人依存の農民が出ておるのである。そうすると、これは今後の農業制度を幾ら変えてみても、私は、ほんとうに創造的な意欲あふるような農村青年をつくり上げていかなければだめだといふような感じがしておるのです。こういつたような点について、ひとつ大臣のお考えをもう一回お伺いしたいと思います。

りますが、農産物というのは、御承知のように、十文字の風の吹きさらすまつただ中でほんとうに野放しにさせられましたならば、太刀打ちのできないものがかなりござります。しかしながら、われわれは一方において、農業の使命といふものは、生産を増強いたして、そしてそれに伴つて農業従事者の生活をよくするということも一つの仕事ではありますけれども、反面においては、やはり作物をつくつておらない一般国民、消費者に向かって妥当な価格で農作物を供給してあげるという義務も、並行して持つてゐるわけであります。そういうことを考えますと、いま申しますと、したようには国際競争のまつただ中にはうり出すといふわけではありませんけれども、たとえば果樹園があるは野菜、そういうものにとりましても、国際価格に比べてわが国のそういう果樹や野菜種類が結局コストにおいて対抗のできるようにならなければなりません。その前提には、農林省も申しておられますように、土地改良はぜひ必要である。そういうことのためには、どうしても規模を大きくいたして、所得も增大いたすということを考えなければならぬ。その前提には、農林省も申しておられますように、土地改良を進めてまいりたがつて、長期土地対策を推進いたしてまいつておるわけであります。そういう前段に立つて、もう一つはやはりそのあとを受けて構造政策を進めてまいる構造改善を進めてまいり。必ずしも私どもは省力のために機械だけを用いようといふわけではありませんで、やはり必然的に他産業の伸びていくほうに労働力を吸収される、そのこと自体は、私は日本産業の伸びていくためにはけつこうだと思うのです。しかし、それがゆえに農業の生産性を低下させるというふうなことであつてはならないので、省力のために機械力を用いることも当然でありますけれども、その他生産性を上げるために、いま申し上げましたように土地改良、構造政策を進めてまいりて、そしてなるべくエッセンシャルのいい収穫を得るようにいたしまりたい、こういう方針でござるわけであつます。

○八田委員 農業経営は、土地と資本と労力の組み合わせによって成り立つてゐるわけであります。しかし、わが日本は山地が七割くらいを占めておって、平野地が非常に少ないのです。省力技術あるいは機械化農業ということが進められる個所は、平野地帯だけなんですね。山寄り地帯は及ぼしもつかないのであります。だからできないのです。そして土地改良とか圃場整備というような、今日やされてゐる構造改善事業は、決して間違つてゐるというのではないのです。非常にりっぱな政策で、一そうち強力に推進してもらいたいのです。ただ、これは私に言わせれば、農政の外科学なんですね。ひっくり返して、いろんなふうに圃場を大きくする、医学にたとえれば、いわゆる農政の外科学、医学はやはりそれだけではいけない。どうしても内科学が必要なんですね。農政の内科学はないのですね。農政の内科学は何だといふと、土壤の問題です、土地の性質の問題です。大臣も御承知のように、日本の土壤は火山灰土壤です。酸性土壤です。しかも年間二千ミリの雨が降る。雨が降ると珪酸、燐酸が溶ける。残るのはアルミニウムだけです。アルミニウムは、農作物に対して直接、間接の害作用を持つております。こういった農政の内科学といふような土壤改良の問題を、ます農政の中に取り上げていく必要があるのではないか。ただ、現在の人口減に伴う省力技術だけでもつて、機械化農業だけでもつてやつっていくといふことは、できなくなつたのです。そういつた機械化農業で大きな圃場もつてやれるといふ農家は、全農家の大体二割か二割五分です。七割五分はもういろいろした第一種兼業農家で、しかも第二種兼業農家がどんどんふえていくのです。もう近き将来には半分以上になりますよう。そういう場合になつてくると、このビジョンを与えていくのかというのが、私は農政として、あるいはわれわれ政治家として、一番必要なと思うのです。その場合に、まず必要なのは、農政の内科学として土壤改良というものをやっていかなければならぬ。そうしますと、たと

えば土壌改良をやっていく場合には、日本の土壌は酸性土壌だから、PHを六・八くらいにするようには炭カルキを十分に散布する。しかし、それだけではだめだ。深く二十センチか三十五センチくらい寄土する。あるいは酸性を中和していくためには、どうしても堆厩肥を加えていかなければならぬ。ところが、もう堆厩肥を加えるような農家は、ほとんど見当たらないのです。金肥ばかりになつておるから、だんだん地力が低下してくる。そうして非常に生産性のあがらない状態になつてきておる。平野地帯には、あるいはトラクターが入り、コンバインが入り、あるいはヘリコプターが飛んだりして、そういう大型農業ができましようが、山寄り地帯ではそれができない。また、山寄り地帯と平野地帯に共通しているのは、土壌の問題です。土壌改良というものをやらないければならぬ。アメリカでは、あの広大な地域で土壌選択制は自由に許されておるのである。ところが、あのアメリカでさえ、土壌保全法というものがあるのです。日本にはそれがないのです。大臣、そこに私は日本の農政の中に農政内科学というものがいいと言いたい。これが一番大切なことです。それが等閑に付されているということは、非常に問題だ。日本の土壌の宿命に対する自衛手段と生産手段とが巧みに組み合わされた旧来の農法を老農技術として蔑視し、機械化こそ生産性向上の最高の手段と即断したところに、私は今日の農政の問題点があると思うのです。大臣、どうですか、土壤改良法という法律をお出しになるようなお考えはございましょうか。

○倉石国務大臣 八田さん、ときどき送っていたりますところの論文等もいつも拝見しているいろいろ教えられるところが多いのですが、農林省でも、たとえば米作などにつきましても、昨年は佐賀段階といわれるようなあいいう集団的な耕法をとられて、非常に反収穫を上げました。やはりそこでは非常に熱心に種子の改良をいたしております。さらに、これからわれわれが取り組むべきことは、いかにしてこの農業に科学力を入

れるか。いまお話しのように、日本の地力は最近とみに化学肥料が多量に用いられるようになります。そこで、農林省では御承知の耕土培養法といたしてまいりましたことから、肥料要素もだいぶ少なくなつたことは、御指摘のとおりでございました。そこで、農林省では御承知の耕土培養法という法律はございますが、この法律によつても、あるいはまたさらに新しい研究に基づいて、地力の培養については並行して最善の努力をいたしました。私は、予算委員会の合い間に、ときどき地方の試験場に行って、専門技術家の話を聞いて、たいへん興味深く感じておるのであります。が、御指摘のように、狭い国土で、そして反当収穫を上げ、しかも品質のよいものをつくっていくためには、土壤に力を入れる技術というのは、非常に大事であると思っております。幸いに各地の研究所におきまして、御趣旨のような趣旨でいろいろ研究をいたしておりますわけですが、なおこれからも地力の培養につきましては、力を入れてまいりたいと思っております。

と、どうしても私は農政の内科学として、アメリカのように土壌保全基本法というものを早急におつくりになるよう持つて、いついただきたいであります。しかもまた、私は先ほど堆肥の問題について地力をつけるということを申し上げましたが、その前提となるのは、どうしても有畜農業です。有畜農業を伸展させていくためには、どうしても国有林の開放ということに結びついていますが、いかがでございましょう。

○倉石国務大臣 堆肥の必要なことは、私ども痛感いたしております。また、有畜農業と申しますか、御承知のように、日本の食糧全体から考えてみますと、畜産関係が比較的脆弱である、こういうことに対する全力をあげてその需要をまかなうようにいたさなければなりませんが、そういうことで、昭和四十二年度予算で、全国の四ヵ所を指定いたしまして、営林局がみずから經營をすることによって肉牛の養成をいたしていくことを試験的に始めるにいたしまして、予算についても御審議を願つておるわけでありますが、同時にまた、そういう面からも考えまして、国有林の方についても農林省は検討を続けておるわけであります。が、国有林の問題については、機会あるごとに私どもは各方面の御意向等を尊重しながら、やはり森林を守っていくということ、保安林を守つていくことの重要性ももちろんゆがせにすることはできませんが、里地に近いような方面においては、やはり必要な牧草を培養して、そしていまお話しのような国民の需要をまかない得るような粗飼料をみずから生産をしていくことに全力をあげ、そして輸入飼料をなるべく少なくしてまいり、こういうような方向から、国有林の活用についてのことを政府も考えておりま

す。でき得べくんば私どもの考え方を明日の閣議で決定いたしたいと、そのように準備をいたして

○八田委員 大臣から非常に希望の持てる御答弁をおわけであります。をいただきまして、まことにありがとうございます。した。私は時間の関係できょうはこれだけにとどめますが、従来の農政は言うならば農政の外科学だ。どうしても土壤の改良を考える農政の内科学というものに持っていくないと、ほんとうの農政というものは伸展していかない、こういうふうに考えるのであります。どうかひとつ大臣、農政の内部のためにいろいろな施策を講じていただきまして、アメリカのように土壤保全基本法なんかもおつくりになるような御努力を賜わりたいと思ひます。

○關谷委員長 次会は、明二十六日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

昭和四十二年五月二十九日印刷

昭和四十二年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局